第一条 (現行のとおり) 改 正 案

(利用の承認)

しなければならない。 様式又は第二号様式)を東京都環境局長(以下「局長」という。)に提出認を受けようとする者は、東京都都民の森施設利用申請書(別記第一号第二条 条例第五条に規定する施設(以下「施設」という。)の利用の承

る。 承認書(別記第三号様式又は第四号様式)を申請者に交付するものとする 局長は、施設の利用の承認をしたときは、東京都都民の森施設利用

第三条 (現行のとおり)

(利用承認事項の変更)

式)を同長に提出し、その承認を受けなければならない。うとするときは、東京都都民の森施設利用変更申請書(別記第五号様第四条 施設の利用の承認を受けた者が、承認を受けた事項を変更しよ

認書(別記第六号様式)を申請者に交付するものとする。2 同長は、前頃の承認をしたときは、東京都都民の森施設利用変更承

第五条 (現行のとおり)

(使用料の減額及び免除)

場合その他局長が特に必要があると認める場合とする。ることができる場合は、官公署が公益のために利用し、又は依頼する第六条、条例第六条第二項の規定により、使用料を減額し、又は免除す

- | 二に定める使用料の額の五割に相当する額とする。| | 22|| 前項に規定する場合において、減額することができる額は、別表第
- 号様式)を同長に提出しなければならない。とする者は、東京都都民の森施設使用料減額・免除申請書(別記第七3 条例第六条第二項の規定により使用料の減額又は免除を受けよう

(使用料の還付基準等)

利用の承認を取り消し、又は利用を制限し、若しくは停止を命じた場することができる場合は、条例第八条第三号又は第四号の規定により第七条(条例第七条ただし書の規定により使用料の全部又は一部を還付

至

(利用の承認)第一条 (略)

は第二号様式)を東京都産業労働局長(以下「局長」という。)に提出し認を受けようとする者は、都民の森施設利用申請書(別記第一号様式又第二条、条例第五条に規定する施設(以下「施設」という。)の利用の承

(別記第三号様式又は第四号様式)を申請者に交付するものとする。2 局長は、施設の利用の承認をしたときは、都民の森施設利用承認書

胱川哚 (器)

(利用承認事項の変更)

なければならない。

長に提出し、その承認を受けなければならない。うとするときは、都民の森施設利用変更申請書(別記第五号様式)を局第四条 施設の利用の承認を受けた者が、承認を受けた事頃を変更しよ

記第六号様式)を申請者に交付するものとする。2 局長は、前頃の承認をしたときは、都民の森施設利用変更承認書(別

胱口条 (器)

(使用料の還付基準等)

利用の承認を取り消し、又は利用を制限し、若しくは停止を命じた場することができる場合は、条例第八条第三号又は第四号の規定により第六条、条例第七条ただし書の規定により使用料の全部又は一部を還付

備考(現行のとおり)

何とする。

(使用料の還付手続)

%°

提出しなければならない。

別表第一(現行のとおり)

別表第二 (第五条関係)

利用单位 蹈 田 ⊞ 耳 盃 IIIIH-EE 一人一泊 干五百円 児童、生徒及び学齢に達しない者

二 利用承認時間の三分の二を経過しない場合 半額

一 利用開始前又は利用承認時間の三分の一を経過しない場合 全額

第八条 条例第七条ただし書の規定により使用料の全部又は一部の還付

を受けようとする者は、使用料還付請求書(別記第八号様式)を局長に

合とする。

~ 前項の規定による使用料の還付については、次に定めるところによ −~ 前頃の規定による使用料の遺付については、次に定めるところによ ۷Q°

利用開始前又は利用承認時間の三分の一を経過しない場合(生額)

二 利用承認時間の三分の二を経過しない場合 半額

## (使用料の還付手続)

第七条 条例第七条ただし書の規定により使用料の全部又は一部の還付 を受けようとする者は、使用料憑付請求書(別記第七号様式)を局長に 提出しなければならない。

## 記帳第一(器)

別表第二 (第五条関係)

	ө	田	抽	車	別	觓	田油	<b>₩</b> ∰	恶	名画
	1		松							二十日
	児童、	1、生徒及び学齢に達しない者							一十田	

## 無 ( 图 )